

お知らせ

information インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。
住民企画課企画係 14-1 番窓口
☎ 77 - 8374 FAX 76 - 2976

お知らせ

令和7年度『功労者・善行者』の推薦について

町と教育委員会では、町政の発展や振興に貢献し、その推進に寄与された方や、文化活動やスポーツ活動で顕著な功績を残された個人と団体に對し、毎年表彰を行っています。地域への奉仕活動など、善行を長年にわたり行っている方がいましたら、町へ推薦し

- ・功労表彰（自治・消防・産業開発・社会福祉・教育文化）
- ・善行表彰
- ・文化賞、文化奨励賞
- ・スポーツ賞、スポーツ奨励賞
- ・推薦締切日 8月7日（木）
- ・推薦先・問い合わせ先 庶務係 26番窓口 ☎77-8371
- ・【文化賞・文化奨励賞、スポーツ賞・スポーツ奨励賞】 社会教育係（中央公民館） ☎76-2713

むし歯ゼロのお友だちを紹介しします

5月27日に実施した3歳児健診で、むし歯がゼロのお友だちを紹介します。 迫田 彩世くん



令和7年度全国安全週間の実施について

令和7年度の全国安全週間が『多様な仲間と 築く安全未来の職場』をスローガンに、7月1日（火）～7月7日（月）を本週間として実施されます。

この機会に、それぞれの職場において労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図りましょう。

児童遊園内遊具を撤去

現在、使用を禁止しています。共和第2団地とシャレーイーストタウンの児童遊園内遊具は、老朽し危険なため撤去します。また、撤去後は更地での管理を予定しています。



▼共和第2団地

▼シャレーイーストタウン

町税の納税通知書は届いていますか

6月中旬までに令和7年度分の納税通知書（町道民税・固定資産税・軽自動車税種別割・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）の発送をすべて終えています。昨年まで納税通知書が送付されていたのに、まだ手元に届いていない方や不明な点などありましたらお気軽にお問い合わせください。

税金の納付について

7月は「固定資産税」「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」第2期の納付月です。納期限は令和7年7月31日（木）です。口座振替をご利用の方は、引落口座の残高のご確認をお願いいたします。

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

国土利用計画法に規定する一定面積以上の土地取引を行ったときは、契約（予約を含む）締結日から2週間以内に、譲受人（権利取得者）は土地の利用目的および取引価格等を土地の所在する市町村に届出する必要があります。

- 土地売買等届出書
- 土地売買等契約書の写し
- 土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- 土地形状を明らかにした縮尺2千5百分の1以上の図面
- 委任状（届出が代理人の場合）届出部数
- 各3部（添付書類含む）留意事項

津別町における「一定面積以上」の土地とは、1万平方メートル以上の土地をいいます。なお、取得する面積の合計が一定面積以上となる一団の土地の一部を取得する場合にも、届出が必要です。対象となる土地取引は、所有権、地上権、賃借権、またはこれらの権利の取得を目的とする権利の移転、設定について、対価をもって契約する

交通安全情報

季節は夏へと移り変わり、家族や友達との旅行、一人旅など、車を使って遠出する機会が増えるかと思えます。長時間の運転はドライバーの判断能力を鈍らせ、居眠り運転につながります。最低でも2時間置き



夏の全国交通安全運動が始まります

に休憩を取り、安全運転を心がけましょう。また、7月13日（日）から22日（火）まで「夏の全国交通安全運動」が実施されます。町内においても、交番や交通指導員さんなどの協力を得て、様々な啓発活動を展開していきます。町民の皆様には、交通量が増えてくるこの時期からは、特に日頃よりも注意を向けて、運転や歩行を心がけていただければと思います。

地域安全 NEWS

ゴミの投棄・焼却は犯罪です

ゴミを捨てたり、燃やして処分することは犯罪です。上記犯罪行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない第16条の2 何人も、(略)廃棄物を焼却してはならないに該当する可能性があります。また、ゴミをみだりに捨てたり、焼却した者は、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金の処分を受けます。いずれの行為も、環境に悪影響を及ぼす可能性がありますので、ゴミは正しい方法で処分するようにしてください

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

消費生活相談 Q & A

新生活、電気やガスの訪問販売に注意!

商工観光係 19番窓口 ☎77-8388

訪問してきた業者から「電気代が安くなるので、検針票を見せてほしい。このアパートの住人、皆さんにお願いしている。」と言われたが本当に安くなるのですか？

大学生になり、一人で賃貸アパートに暮らしています。

新生活は、電気やガスの契約トラブルが増える傾向にあります。

「安くなる」や「アパート全体が契約している」などのセールストークを鵜呑みにせず、プラン内容の確認や、ほかの事業者との比較をすること、怪しいと思ったこと、疑問に思ったことはすぐ管理会社に確認することが大切です。

電気やガスの検針票には、契約の切り替えに必要な顧客番号や供給地を特定する番号が書かれているので、慎重に取り扱しましょう。

訪問販売にあたる場合は、八日以内であればクーリング・オフができるので、困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。

美幌町消費生活センター

☎・FAX 72-0366
月～金曜日（祝祭日を除く）
午前10時～午後4時

津別町消費生活トラブル2023

靈感商法トラブルについて
の法改正編

津別町消費生活トラブル2023

相談事例編